

「第3次福島市障がい者計画（素案）」の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」（以下、「条例」という）の基本理念である「共生社会の実現」にむけた施策を推進するものです。
また、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえつつ、地域の実情や障がいのある方を取り巻く社会情勢の変化等に対応していくため、市の障がい福祉施策の基本指針として策定いたします。

2 計画の性格と期間

本計画は、条例第12条に基づき、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画として策定するものであるとともに、「福島市総合計画」における障がい者に関わる部門の計画に位置付けられるものです。

また、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」としても作成します。このため、計画の策定にあたり、国の「障害者基本計画」及び福島県障がい者計画を基本とするとともに、本市における実情等を踏まえ、「福島市総合計画」、「福島市地域福祉計画」など、他の計画との整合性を図ります。

計画の期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

3 計画の基本的な考え方

本計画は、社会基盤の整備や福祉の充実など社会環境の変革により、障がいのある方とともに生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」、すべての人のためのデザインを目指す「ユニバーサルデザイン」の理念を継承しながら、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を基本理念とします。

また、障がいのある方が自立と社会参加を目指し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援するとともに、心のバリアフリーの啓発活動の推進及び合理的配慮に基づき、障がいのある方の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障がい者施策の基本的な方針を定めるものとします。

このような考え方を基本として、本計画では5つの大きな目標を掲げ各分野にわたる施策を計画的に推進し、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を目指します。

○基本理念

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

○基本目標

- 1 地域生活の支援
- 2 社会参加と自立した生活を送るための支援
- 3 活躍できる社会づくり
- 4 デジタル活用による共生社会づくり
- 5 安全・安心で差別のない社会づくり

4 改訂の要点

(1) 計画期間

現行計画「新障がい者計画」の計画期間は10年間であり、5年後に見直し、後期計画（H31～H35）を策定するスケジュールとなっていました。次期計画以降は、目まぐるしい社会情勢の変化へ対応すべく、計画期間を5年間に変更します。

(2) 施策の体系

①基本目標

1) 地域生活の支援

現行計画と同様

2) 社会参加と自立した生活を送るための支援

現行計画の基本目標「自立と社会参加を支援します」から**変更**

3) 活躍できる社会づくり

「心のバリアフリー」に関する目標として**新規に設定**

4) デジタル活用による共生社会づくり

情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上にむけた取り組みに関する目標として**新規に設定**

5) 安全・安心で差別のない社会づくり

防災・防犯対策を推進するとともに、合理的な配慮の提供に関する目標として、現行計画の基本目標「安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します」から**変更**

②ライフステージに応じた切れ目のない包括的支援体制を整備するとともに、医療的ケア児等支援の充実を図るため、関連する施策を**拡充**

③障がいのある方の情報格差の解消を図るため、関連する施策を**拡充**

(令和4年「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行)

④福祉のまちづくりの推進として、「ハード面」のほか、「ソフト面」や「行政のデジタル化」によるまちづくりの施策を**追加**

(3) 社会情勢の変化等への対応（課題） **新設項目**

目まぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、現況とその課題を明記することで、本市が今後取り組まなければならない障がい福祉分野における課題を明確にしました。

- ① 多様性を尊重する視点を取り入れた地域社会の形成
- ② 市民との共創によるまちづくりの推進
- ③ 障がいのある方の地域での相談窓口の再編
- ④ 児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児支援支援体制の構築
- ⑤ 医療的ケア児等への支援の充実
- ⑥ 包括的相談体制の整備
- ⑦ 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上に向けた取り組み
- ⑧ 災害発生時における支援体制の確保
- ⑨ ポストコロナ社会にむけた感染症対策
- ⑩ SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進
- ⑪ ユニバーサルツーリズムの推進

5 第3次福島市障がい者計画 施策の体系

基本理念： 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

基本目標	分野別課題	施策の基本方針	施策の方向	
地域生活の支援	第1章 生活支援	1 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) サービスの質の向上	
		2 相談支援体制の構築	(1) 包括的支援体制の整備 (2) 相談支援体制の充実・強化 (3) 障がいのある方による相談活動の推進	
		3 地域生活移行の促進・定着	(1) 生活の場の確保 (2) 地域生活への移行促進	
	第2章 保健・医療・福祉	1 保健・医療・福祉体制の充実	(1) 障がいのある方に対する適切な保健・医療・福祉サービスの充実 (2) 難病などの相談・支援 (3) 精神保健福祉の推進 (4) 自殺対策の推進	
		第3章 ライフステージに応じた障がい児への支援	1 療育体制の整備	(1) 未就学児（乳幼児期）への療育支援の充実 (2) 就学児（学齢期）への療育支援の充実 (3) 医療的ケア児等支援の充実
	2 障がい児とその家族への支援		(1) 親子の健やかな成長への支援 (2) 乳幼児期における障がい児保育・教育の充実 (3) 学校教育の充実	
	社会参加と自立した生活を送るための支援	第4章 文化芸術・スポーツ活動の振興と社会参加の促進	1 障がいのある方の文化芸術活動への参加	(1) 文化芸術活動の充実
			2 障がい者スポーツの普及	(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ活動の支援
			3 社会参加活動の充実	(1) 生涯学習の充実 (2) 障がいのある方などによるボランティア活動の促進 (3) ボランティア活動の支援
		第5章 雇用・就業、経済的自立の支援	1 障がい者雇用の促進	(1) 雇用の促進と安定
2 福祉的就労の充実			(1) 経済的自立の支援 (2) 就業機会の拡充と就労支援 (3) 職業能力開発支援	
活躍できる社会づくり	第6章 生活環境	1 外出、移動しやすい環境整備	(1) 移動支援の充実 (2) 移動環境の整備	
		2 福祉のまちづくりの推進	(1) ハード面における福祉のまちづくりの推進 (2) ソフト面における福祉のまちづくりの推進 (3) 行政のデジタル化による福祉のまちづくりの推進	
	第7章 障がいのある方の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進	1 障がいのある方の情報利用	(1) 障がい特性に応じた情報アクセシビリティ（利便性）の向上	
安全・安心で差別のない社会づくり	第8章 災害等に対する安全・安心	1 防災対策	(1) 防災対策の充実 (2) 避難行動要支援者登録制度の推進 (3) 福祉避難所の整備	
		2 防犯・事故対策	(1) 防犯と安全対策の充実	
		3 感染症対策	(1) 感染症対策への対応	
	第9章 差別の解消及び権利擁護の推進	1 障がいを理由とする差別解消の推進	(1) 権利擁護と障がいを理由とする差別の解消の推進	
		2 障がい者虐待防止	(1) 障がい者虐待防止	
		3 障がいへの理解促進	(1) 市民などへの啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育などの推進	

今回、拡充した項目